

第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況(施策の方向に沿って取り組む内容)

資料4

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

施策の方向(1) 男女共同参画に関する情報発信

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ○情報誌(長崎市男女共同参画推進特集号)の発行 発行部数:154,000部 ○アマランス通信の発行 年4回発行(男女共同参画推進センター) 	<p>【成果】 広報ながさき3月号の折り込みとして男女共同参画推進特集号を配布したこと、幅広く市民への啓発を行うことができた。 アマランス通信において「GGGI2023」の記事を掲載し、ジェンダーギャップ指数の紹介とジェンダー平等を阻害する要因について説明した。 アマランス通信の紙面に4コマ漫画などを取り入れることで、市民へ分かりやすく伝えることができた。また、アマランスのフェイスブックやインスタグラムにも掲載しSNSを活用した周知啓発ができた。</p>	<p>ア このまま継続、推進する 今後多くの市民へ啓発活動を行うとともに、市民へ分かりやすく伝えられるように、伝え方を工夫する。</p>
2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	市民	人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進センターでの図書の貸出 所蔵冊数:約7,000冊 貸出利用者数: 1,741人 ○男女共同参画に関する情報発信 性に関する蔵書図書の紹介を行った。 国際ガールズデーの説明と関連記事、関連図書の紹介を行った。 	<p>【成果】 様々な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を広く発信することができた。アマランスのフェイスブックやインスタグラムの閲覧数も年々増加している。 図書情報室は市民に広く開放しており、多くの市民に男女共同参画に関する学習の場を提供することができた。</p>	<p>ア このまま継続、推進する</p>
3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	市民	人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画の視点に沿った国際理解を深める講座を3回実施した。 ○ジェンダーギャップ指数についての掲示及びアマランス通信での情報発信を行った。 	<p>【成果】 ネパールの料理講座など、実際の生活に活かせる内容の講座を開催した。特に「韓国のいま！」が知りたい～トレンドとジェンダー平等のリアル」においては、長崎市国際交流員を講師に迎え、韓国の若い男女が抱える現実問題について学ぶことができ、男女共同参画への理解の深まり度は100%であった。 ジェンダーギャップ指数の紹介とジェンダー平等を阻害する要因について説明した。</p>	<p>ア このまま継続、推進する 今後も講座などで男女共同参画についての世界各国の情報を提供する。</p>
4	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度市民意識調査を実施した。 実施時期:令和5年11月 対象者 :市内に住所を有する年齢18歳以上の市民 回収率 :49.1% 	<p>【成果】 令和8年度から12年度を計画期間とする第3次男女共同参画計画後期行動計画の基礎資料として、市民意識の傾向を把握することができた。</p>	<p>ア このまま継続、推進する 今後も定期的に意識調査を行い、男女共同参画計画の策定の資料として活用する。</p>

方針

【令和5年度の事業実施状況(具体的な数字等を用いて簡潔に)】

ア このまま継続、推進する

イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要

ウ その他()

※イの場合は具体的に内容を記述、ほかの課題がある場合や事業の終了又は大幅に変更した場合はウとし、具体的な内容や事情などを記述

施策の方向(2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	市民 関係機関	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター主催講座を130回実施し、11,370人が受講した。 (内訳) 男女共同参画講座:35回 派遣講座:90回 地域講座:2回 市民企画講座:2回 官民協働企画講座:1回 ○参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合が94.5%であった。	【成果】 講座受講者数が初めて1万人を超える、令和5年度に比べて1,966人増加した。これまでよりさらに多くの市民へ男女共同参画に関する学習の場を提供できたとともに、意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 各学校において「性についての学習会」への関心や需要が高まっているため、派遣講座数90回のうち「性についての学習会」の開催数が47回と約半数を占め、他の派遣講座の開催数が減少する等の影響が生じた。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 長崎市立小・中・高等学校への「性についての学習会」の開催数を調整し、講座内容のバランスをとる。
6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画社会の実現を目指し、幅広い層への意識の醸成と啓発を図ることを目的にアマランスフェスタを開催した。 10/1(土) 基調講演 講師:蝶野正洋氏 演題:パートナーと鳴らそう!家庭と仕事の両立ゴング 参加者数:150名(うち男性:85名) 10/2(日) 各種講座の実施 参加者数:957名(うち男性:205名)	【成果】 基調講演終了後に実施した、「男女共同参画についての関心や理解が深まったか」とのアンケートに対しては、84%の参加者が「ある程度深まった」「大変深まった」との回答であり、市民の男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 基調講演については、講座の周知が十分に行えていないなどの理由から、令和4年度の189人に対して令和5年度は150人と、参加者数が伸び悩んでいる。	ア このまま継続、推進する 基調講演については、若年層が興味を持つような講演内容の検討及び講師を選定するとともに、SNSを積極的に活用した広報活動を行い、関係団体等にも周知を依頼するなど、より一層連携を深めることで、若年層の参加者の増加に努めることとする。

主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

施策の方向(3) 教育の場における男女平等意識の醸成

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課	○第40回長崎市人権教育研究大会に252名の教職員が参加した。	【成果】 令和4年度の参加者261名に対し減少した。多くの教職員に参加してもらうために、長崎市人権教育研究会と連携しながら参加者拡大に努めた。 【問題点とその要因】 研修を受講する教職員が固定化している現状が見受けられるため、人権教育に精通したベテランの教職員だけでなく、若い世代に積極的に研修に参加してもらえるよう、参加のあり方を考える。	ア このまま継続、推進する
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	学校教育課	○各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で、性別にとらわれないキャリア教育を含んだ人権教育を実施した。社会人を招いての職業講話を小学校は73.5%(全68校中、50校)、中学校は83.7%(全37校中、31校)が実施した。	【成果】 実績率の平均が78.3%と、目標値(80%)には届かなかったものの、実績値は少しずつ上がってきている。 【問題点とその要因】 さらに実績値を高めるために、様々な職業講話の人材を広げていくことが課題として上げられる。	ア このまま継続、推進する

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	小・中学生	人権男女共同参画室	○中学生を対象に自分らしい生き方や多様な進路選択について考えるため、男女共同参画推進センターの派遣講座「ジェンダー平等の社会を目指すために」を2回実施した。	【成果】 中学生や教職員から活発な質問や意見が寄せられ、学校生活におけるジェンダー平等意識の高まりが見えた。 【問題点とその要因】 アマランスの派遣講座の広報が不足しており、開催校が2校と少なかった。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 今後、派遣講座の開催にあたり、教育委員会、学校等の関係機関とも一層連携し、周知を強化する。
10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターの派遣講座として、小学生対象の「自分を守るワークショップ」、中高生対象の「デートDV防止授業」、小中高校生やPTA対象の「性についての学習会」「LGBTQとハラスメント防止」等を合計78回実施した。 (内訳) 自分を守るワークショップ：2回 デートDV防止授業：23回 性についての学習会：47回 LGBTQとハラスメント防止：6回	【成果】 派遣講座の依頼は年々増えており、意識の向上が図られている。 【問題点とその要因】 各学校において「性についての学習会」への関心や需要が高まっているため、開催数が47回と全体の約6割を占めており、他の派遣講座の開催数が減少する等の影響が生じた。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 今後も引き続き、派遣講座の実施を継続していく。また、派遣講座の周知については、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、派遣講座の実施を呼びかける。また、「性についての学習会」については、開催数を調整し、講座内容のバランスをとる。
11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	生涯学習企画課	○令和5年度実施研修会 PTA広報委員研修 2回(参加者 97名) PTA校外指導委員研修 2回(参加者 104名) PTA学級委員研修 2回(参加者 96名)	【成果】 共働き世帯が増加している等のライフスタイルの変化により、育友会活動への男性の参加者が増加しており、男女共同参画の意識が浸透している。PTA役員については以前は男性が多かったが女性の役員が少しずつ増加している。 【問題点とその要因】 研修に参加する役員は女性が割合として多い。理解あるPTA活動のためにも、男女共同参画の観点を重視してさらに拡充したい。	ア このまま継続、推進する

施策の方向(4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、各種団体やグループからの依頼を受け、派遣講座を14回開催した。 (内訳) アンコンシャスバイアス :3回 女性や子どもの防犯と護身術 :3回 ジェンダー平等の社会をめざすために :2回 その他 :6回	【成果】 各種団体やグループの要望に基づいた男女共同参画に関する派遣講座を行い意識の醸成を図ることができた。 また、令和5年度は新しい視点に立ったアンコンシャスバイアス・トレーニングについての講座を実施した。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、各種団体の要望に沿った男女共同参画に関する派遣講座を行っていく。
13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター主催の40講座において、一時保育に対応し、申込みがあった7講座で実施した。	【成果】 育児中の若い世代の参加につながり、男女共同参画の意識の醸成が図れた。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、参加希望者が講座・講演会等に気軽に参加できるよう一時保育を実施していく。
14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	生涯学習企画課	○春秋の公民館講座(主催講座)「ママのほっこりタイム」での一時保育の実施 (東公民館) 講座回数 7回 受講者数 延べ90人 ○春秋の公民館主催講座「育児で育自」で一時保育実施 (北公民館) 講座回数 9回 受講者数 延べ46人	【成果】 育児によって孤立しないよう母親が子どもと一緒に公民館に来て、同じような仲間と楽しめる機会が提供ができた。 託児によって参加者が講座に集中できた。 【問題点とその要因】 必要な人に必要な情報が伝わるよう広く周知する方法を検討する必要がある。	ア このまま継続、推進する

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

施策の方向(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の啓発

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るために講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて「性についての学習会」を47回実施した。	<p>【成果】 生殖や健康に関する正しい知識を伝えることができた。</p> <p>【問題点とその要因】 「性についての学習会」は、性教育への関心の高まりにより、派遣講座として学校を中心で実施し、令和4年度実施回数の30回を大幅に上回る47回実施できたが、センターが実施した派遣講座数90回のうち「性についての学習会」の開催数が約半数を占め、他の派遣講座の開催数が減少する等の影響が生じた。</p>	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 今後も、「性と生殖」に関する講座を積極的に実施していくが、公立学校での「性の学習会」の実施数を調整し、実施講座のバランスをとる。
16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	生涯学習企画課	人権啓発研修会の実施 ○中央公民館 講座回数 2回 受講者数 56人 ○北公民館 講座回数 1回 受講者数 28人 ○滑石公民館 講座回数 1回 受講者数 37人	<p>【成果】 性に関する問題点について知ることにより、LGBTQについて興味関心をもつたり、理解を深めたりすることができた受講者が多数いた。</p> <p>【問題点とその要因】 今後、受講者数を増やすか、受講する人の年齢層を広げたりできるように、講座開催の周知方法を検討していく必要がある。</p>	ア このまま継続、推進する
17	学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施	小・中学生	健康教育課	○令和3年度から長崎県で取り組まれている長崎県学校保健専門医等派遣事業の活用については、令和3年度から計画的に進めることができた。 外部講師の活用については、長崎県の派遣事業の活用以外に、学校独自に派遣依頼をしているところも増えており、令和5年度においては、小学校で14.7%、中学校で86.5%で、全体で40.0%の活用率となり、令和5年度は40.0%と目標値33.0%より7.0ポイント増となり、学校の意識も高まっている。 ○長崎市学校保健会総会講演会において、性に関する教育についての講演を行い、性教育の必要性について広く学校に周知した。	<p>【成果】 長崎県学校保健専門医等派遣事業の活用については、令和3年度から計画的に進めることができた。</p> <p>【問題点】 性に関する教育はほとんどの学校で実施しているが、小学校における外部講師の活用は少ない。</p> <p>【要因】 中学校では、学校の実態に合わせながら外部講師を活用し取り組んでいる学校が多いが、小学校では教科(保健)による指導を担任や養護教諭を中心に取り組んでいる学校多いため、外部講師を活用している実態が少ない。</p>	ア このまま継続、推進する 外部講師と連携して性教育を行うため、保健主事部会等で、講師派遣について情報提供を行うとともに、県・市主催研修会を主催しそこへの学校職員へ参加要請を行う。 長崎県学校保健専門医等派遣事業を積極的に活用するよう各学校に周知する。 年度末に調査を実施し、実態把握を行うとともに、各学校の次年度実施に向けての意識付けとする。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
18	エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・予防啓発のための学校への講師派遣	市民(主に中・高・大学生)	感染症対策室	○コロナ禍前は、学生を対象に、エイズや性感染症の現状と予防についての学ぶ機会を提供していたが、新型コロナウイルス感染症流行以後は、講座の開催を中止していたため、令和5年度講座依頼はなかった。 講座とは別に、出向いていく機会として、大学祭において、性感染症に関する知識普及の一環として、HIVの即日検査を実施した。 さらに、性感染症の一つである梅毒の全国的な流行を受け、令和5年12月から梅毒夜間検査を開始し、早期発見や市民の不安軽減となるような機会の提供に努めた。	【成果】 コロナ禍では中止していた大学祭でHIV即日検査を実施し、パンフレットやポスター、検査案内チラシを学校を含む関係機関95箇所へ配布し、予防知識の啓発を図った。また梅毒流行を受け、夜間検査を実施した。 【問題点とその要因】 コロナ禍以後、それまで講座開催していた学校からの依頼が途切れたため、学校を通じての情報提供や、SNSの活用等、若い世代への啓発を検討していく必要がある。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 エイズや性感染症の発生や蔓延を防止するためにも、特に若い世代の正しい知識の普及と予防方法の普及啓発を実施することが重要であるため、イベントについては新型コロナウイルスの状況をしながら開催を検討するとともにホームページやSNSの活用により啓発を行う。HIV普及週間、世界エイズデー期間中のHIV夜間即日検査実施、各施設・学校へのチラシ配布し予防や早期発見への意識啓発を行う。
19	臨床心理士による心の健康相談	市民	人権男女共同参画室	○アマランス相談において、臨床心理士による心の健康相談を実施した。 実施回数:23回 相談件数:33件(性に関する相談:3件)	【成果】 臨床心理士による相談体制を整えていることで、相談したい人が気軽に相談できている。	ア このまま継続、推進する

施策の方向(6) 妊娠、出産期における健康管理への支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	子育てサポート課	○妊娠期の異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦一般健康診査(14回)と産後うつの予防のため産後2週間と1か月に行う産婦健康診査(2回)を医療機関に委託して実施し、支援の必要な妊産婦に対し、電話や訪問等により支援を行った。また、令和5年度より、初回産科受診料の助成及び多胎妊婦の追加健診(最大5回)を開始した。	【成果】 受診率は、妊婦健診98.5%(11回目まで)、産婦健診96.7%と高い水準を維持しており、適切な妊婦健康診査の受診につながった。 支援が必要な妊産婦については、産科医療機関等と情報共有を行い、連携しながら支援につなぐことができた。 また、初回産科受診料の助成や多胎妊婦に対する追加健診を開始したことで、さらに妊婦の負担軽減につながった。	ア このまま継続、推進する 妊婦の状況に関わらず、全ての妊婦が健康診査を受けることができる環境を整える。
21	両親学級の開催	妊婦との配偶者	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課	○妊婦とそのパートナーを対象に両親学級を実施し、妊娠中の生活や栄養、出産に向けての準備や育児、父親の役割について講話と体験を行った。 実施回数:22回	【成果】 妊娠期や出産期の生活に関する知識の習得及び沐浴体験や妊婦体験など、実践をとおして出産前後に必要な技術を体験する良い機会となっている。また、参加者同士の交流の場となっており、パートナーも一緒に参加することで育児参加への促進につながっていると考える。 父親が主体で育児手技取得を目的とするパパ学級を開催し、沐浴体験を実施した。参加者の満足度は高く、父親の育児参加への促進につながっていたと考える。 【問題点とその要因】 開催数や頻度が各会場で異なっており、対象者が希望している場所や日程で受講ができないことがあった。また、参加できない対象者のため個別で保健師や栄養士が対応した。 申し込み方法が各会場で異なり、電話のみの場合は開庁時しか対応できないため、就労している妊婦などは予約がしにくい。 産婦人科では、両親学級を実施していない機関もあるため、妊婦健診受診時に、両親学級の周知に協力していただき、対象者が情報を得る機会を増やす必要がある。 パパ学級ではほとんどの参加者が両親で参加しており、父親だけでなく母親も沐浴体験のニーズが高いと考える。	ア このまま継続、推進する 教室の回数・開催方法について、全市として見直し、工夫しながら継続して推進していく。 アンケート等を活用し、対象者のニーズに沿った内容への見直しを行う。 申込方法を電子申請またはアプリで統一し、どの時間帯でも申込できる体制を整える。 両親学級のプログラムに沐浴体験を組み込む。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の方向(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
22	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除し、男女共同参画への意識を高めるための広報責任者研修における周知啓発	市の広報責任者	広報広聴課	○新任課長・課長補佐研修を1回実施し、刊行物を発行する際には、世代や性別に配慮した表現をするよう周知した。	【成果】 市の刊行物において、性別による偏った意識や表現を排除し、男女共同参画への意識の向上に繋がった。 【問題点とその要因】 広報に関する研修は外部の専門知識をもった講師に依頼し実施しているため、研修カリキュラムに制限があり、男女共同参画についての内容を含めた研修を継続することは困難である。 研修において、広報に関する内容と男女共同参画についての内容を組み合わせると、対応できる講師の選定が困難となり、本来の広報広聴における研修に支障をきたす。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 広報を行ううえで必須の視点ではあるため、人権男女共同参画室と協議を行い、府内向けの広報物等で周知できないか検討する必要がある。
23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター内で情報発信 国際ガールズデーや国際ガールボーイズデーにちなみ、関連記事や関連図書を紹介した。 女性がアルバイト等の低賃金である雇用形態が多いことから、最低賃金に関する新聞記事を紹介した。	【成果】 新聞を購読していない人にも情報が伝えることができ、記事を拡大する等、掲示方法に工夫を凝らし多くのセンター利用者に効果的に情報の発信を行うことができた。	ア このまま継続、推進する
24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にどうわかれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室	○男女共同参画の観点から、市ホームページや府内インターネットに掲載されているチラシ等を確認した。令和5年度においては、改善を促すものはなかった。	問題点等は特になし。	ア このまま継続、推進する 今後も市ホームページや府内インターネットの掲示板掲載の各課のチラシや冊子等を適宜確認し、必要に応じて指導・助言等を行っていく。

施策の方向(8) メディア環境における有害環境浄化への取組

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
25	社会環境実態調査の実施 (コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等)	事業者	こども相談センター (こどもみらい課)	○長崎市内にあるコンビニエンスストア176、書籍店5、携帯電話販売店30、深夜興行等30、有害がん具類販売店54、合計295店舗を調査訪問した。複数回調査を実施した店舗もあるため調査回数は店舗数を上回った。調査を通して、青少年の健全育成と環境作りについて啓発と理解、協力をお願いした。 調査回数:296回	【成果】 市内における有害図書類や有害がん具類の販売の実態を確認とともに、来店する青少年の様子等について各店舗の店員から聴き取りを行うことで、現状や課題について理解を深めることができた。 【問題点とその要因】 有害図書類を販売、陳列している店舗は減少しつつあるが、継続して店舗から理解・協力を得られるよう、啓発のための取り組みに工夫が必要である。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 有害図書類を販売、陳列している店舗の減少に伴い、より効果的な調査とするため、実態調査のあり方について見直しを行う。
26	白ポストによる有害図書類の回収	市民	こども相談センター (こどもみらい課)	○市内13か所に設置されている有害図書回収白ポストに投入された有害図書類(雑誌、コミック本、DVD等)を定期的(年4回)に回収し、廃棄処分した。 回収数:2,227個 (内訳) 本類 1,264冊 DVD 963枚	【成果】 有害図書類やDVDなどを回収し、廃棄することで、青少年を取り巻く環境の浄化ができた。 【問題点とその要因】 白ポスト内にゴミや食べかす、タバコの吸殻など本来の目的とは違うものがたくさん入っていることが多い。また、IT環境の広まりなどにより、白ポスト設置時の青少年を取り巻く環境とは明らかに違ってきており、白ポストの設置箇所や回収活動のあり方について見直しが必要である。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 白ポスト回収にかかる見直しについて、設置依頼者である県と協議を進める。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
27	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	PTA	生涯学習企画課	○長崎市立小・中学校にリーフレット「長崎っ子の約束」を配布した。 ○PTAメディア研修会を2回実施し、79人が参加した。 ○メディアに関するファミリープログラムを10回実施し、571人が参加した。	【成果】 メディアに関する親子でのルール作りに役立った。 【問題点とその要因】 全てのPTAに実践できていないので、全体的な統一感を図りたい。	ア このまま継続、推進する

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

施策の方向(9) 女性の積極的な登用の促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
28	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	関係団体等	市関係課 行政体制整備室	○長崎市附属機関の設置等に関する基準において「委員の選任に当たっては、男女の比率が一方に偏らないよう努めること」と規定し、関係所属に対して片方の性の委員の比率が40%未満にならないよう配慮させることとしている。 市の審議会等への女性委員の登用率:22.7%	【問題点とその要因】 あて職となっている職位や専門家の男女比に偏りがある場合も多く、女性委員の登用率は20%台で推移しているが、男女の比率が一方に偏らないよう、関係所属に対して働きかける。	ア このまま継続、推進する 引き続き40%を目標値とし、女性の登用率を引き上げを図っていく。
29	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	市民	人権男女共同参画室	○審議会等の委員改選にて、女性の人材情報を提供した。 審議会等への登用人数:9人	【成果】 施策の策定や実施において女性の意見や視点を反映することができた。 【問題点とその要因】 男女共同参画を推進する様々な団体において、各団体会員の高齢化などにより、全般的に会員数が減少している。	ア このまま継続、推進する 今後も女性の人材育成や発掘に努め、審議会等委員改選時に必要に応じて情報を提供していく。
30	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課	○女性のチャレンジへの支援に関する情報について、労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 (労政だより年間4回発行のうち1回掲載)	【成果】 女性のチャレンジへの支援に関する情報発信に努めた。 【問題点】 市内企業に必要性が十分に伝わっていないため、更なる女性のチャレンジの支援に関する情報の発信を行う必要がある。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
31	女性職員の管理職への登用(管理職:課長級以上の職員)	市職員	人事課	○令和5年の実績値(14.5%)、達成率(72.5%) 部長級 総数 28人 うち女性 2人 次長級 総数 22人 うち女性 7人 課長級 総数 116人 うち女性 15人	【成果】 令和4年の実績値(16.6%)、達成率(83.0%)に対し、いずれも前年を下回っている。 【問題点とその要因】 女性管理職の退職者が重なったため前年を下回った。今後も目標値を達成できるよう引き続き女性登用を推進していく。	ア このまま継続、推進する 管理職として必要な経験等を積ませる適材適所な人事配置を引き続き行う。

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向(10) 女性の人材育成

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
32	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、「ジェンダー平等を考える連続講座」や「女性のためのアマランス起業塾」などを開催した。 講座開催数:28回	【成果】 講座参加者の平均満足度は93.8%であり、参加者の男女共同参画に係る意識の醸成を図ることができた。	ア このまま継続、推進する
33	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○長崎市ワークライフバランス推進計画に基づき、希望職員を対象に「パパママ応援講座」を実施した。 【パパママ応援講座】 第1回 育休経験者との情報交換等 対象:育休中職員のうち希望者 実施日:令和5年5月31日 受講者10人 第2回 子ども参観 対象:小中学生の子を持つ職員のうち希望者 実施日:令和5年8月23日実施 受講者28人 (小中学生の参加者32人) 第3回 子育て期準備支援セミナー 対象:希望者 実施日:令和5年10月13日 受講者13人	【成果】 育休制度等の説明や育休取得者の体験談を聞くことによって、受講者の育休取得や職場復帰に対する不安を軽減することができた。	ア このまま継続、推進する 今後も女性職員のキャリアアップにつながる研修を継続して実施する。
34	女性農業者が参加しやすい研修会等の開催	農業者	農林振興課	○農業振興会や認定農業者連絡協議会など、それぞれの団体や協議会等において、女性農業者も含めた研修を4回実施した。	【成果】 女性農業者の意識啓発や育成の支援につながった。 【問題点とその要因】 研修会を開催する場合、主に経営主である男性農業者が出席が多いことから、夫婦で参加できるような環境づくりが必要である。	ア このまま継続、推進する 女性農業者の育成は重要であるため、市以外にも、国や県が主催する研修会の周知を図り、女性農業者の出席を促すよう努める。
35	男女共同参画を推進する団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター利用登録団体に対し、活動の拠点となるようセンター貸室の優先予約や減免措置、ロッカーの利用等の支援を行った。 また、センター交流コーナーの掲示板に「登録団体のコーナー」を設け、各団体の情報発信のため提供した。 新聞や各種情報紙等で情報を収集・スクラップし、男女共同参画を推進する団体等が活用できるよう、図書情報室に設置した。	【成果】 男女共同参画推進センター利用登録団体に対し、センター貸室の優先予約や5割減免、ロッカー利用の支援を行うことにより、センターを利用しやすくし、男女共同参画推進のための活動を支援することができた。	ア このまま継続、推進する
36	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室	○連絡会の開催やアマランスフェスタへの参画などの活動機会の提供を行ったほか、男女共同参画推進センターの貸室の優先予約や減免措置などの活動支援を行った。また、男女共同参画に関するイベントや様々な情報を提供した。	【成果】 ながさき女性・団体ネットワークに対し、男女共同参画推進センターの貸室の優先予約や減免措置を行うことにより、センターを利用しやすくし、活発な活動を支援できた。	ア このまま継続、推進する

施策の方向(11) 女性のチャレンジへの支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
37	就労や起業支援講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、「女性のためのアマランス起業塾」「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー」などを開催した。 講座開催数:10回	【成果】 「女性のためのアマランス起業塾」では、企業の心構えや事業プランの作成など起業の方法を具体的に教授することで、起業への意欲喚起ができた。 「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー」では、出店体験を通して、参加者の出店等に対する意欲の向上につながった。	ア このまま継続、推進する
38	漁業に従事する女性や女性団体に対しての市が開催する交流イベント等への参加の促進	漁業者	水産振興課	○下記の5つのイベントについて参加の促進を行った のもざき伊勢エビまつり 戸石はもかに祭り 戸石とらふぐかき祭り ながさき実り・恵みの感謝祭 伊王島豊漁祭 女性漁業者の参加回数:5回 漁協女性部の参加回数:2回	【成果】 女性漁業者及び漁協女性部が活躍できる機会を創出できた。 【問題点とその要因】 イベントの周知が不足しており、漁協女性部の参加回数が比較的少なかった。今後は関係機関とさらに連携し、周知広報の拡大を図る。	ア このまま継続、推進する
39	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課	○女性のチャレンジへの支援に関する情報について、労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 年4回発行（うち1回掲載）	【成果】 女性のチャレンジへの支援に関する情報発信に努めた。 【問題点とその要因】 市内企業に必要性が十分に伝わっていないため、更なる女性のチャレンジの支援に関する情報の発信を行う必要がある。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

施策の方向(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
40	「長崎市労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	市民事業者	産業雇用政策課	○育休や年次有給休暇の取得促進に関する情報について、労政だより発行の際に記事を掲載した。 年4回発行（うち2回掲載）	【成果】 一般事業主行動計画の策定促進や、育休・休暇取得等に関する情報発信に務めた。 【問題点とその要因】 市内企業に必要性が十分に伝わっていないため、更なる一般事業主行動計画の策定促進や、育休・休暇取得等に関する情報の発信を行う必要がある。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
41	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む9事業所を「長崎市男女イキイキ企業」として表彰した。 【令和5年度 表彰事業所】 扇精光コンサルタンツ株式会社 扇精光ソリューションズ株式会社 扇精光ホールディングス株式会社 社会福祉法人 洋洋会 株式会社 三基 株式会社シーエーシー長崎BizPORTオフィス・長崎NBCオフィス 第一生命保険株式会社 長崎支社 長崎県商工会連合会 社会福祉法人 優輝会	【成果】 誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる表彰事業所の取り組みを市ホームページ等で広く紹介することで、市民や他の事業者の意識の醸成を図ることができた。	ア このまま継続、推進する より多くの事業所へ周知できるよう、広報活動を工夫しながら、事業を継続する。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
42	長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得 ・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	市職員	人事課	○長崎市職員ワークライフバランス推進計画を推進するため、時差勤務制度及び育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度の見直しを行い、勤務時間の割振りについて選択できる勤務時間帯を8種類から12種類に増やすとともに、時差勤務制度においては一部の勤務時間帯について、業務都合ではなくても職員の申告を考慮して勤務時間の割振りが出来るようにした。 併せて、職員の健康管理及び時間外勤務縮減促進のため、ノーギャラデータを実施し、また、年次休暇等取得計画を建てることにより、年次休暇等の計画的取得促進と、休暇を取得しやすい環境整備を進めた。	【成果】 ①時間外勤務上限時間:年間360時間以上の職員数199人 ②年次休暇休暇取得率:目標値75%に対して、実施率65.5% ③男の産休取得率:目標100%に対して、出産補助休暇70.3% 育児参加休暇58.6% 合計取得日数:目標5日以上に対して、5.3日 ④育児休業取得率:男性職員目標13%に対して、36% 女性職員目標100%に対して、100% ⑤一般事務職における女性管理職(課長級以上)の割合: 目標20.0%に対して、14.5% 【問題点とその要因】 ③育児参加休暇の取得率が、昨年度(61.3%)に比べ低下している。 制度の周知徹底が不足していることが考えられる。	ア このまま継続、推進する ③男性の産休について職員への育児関連制度の周知を徹底する。
43	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターの派遣講座として3回開催した。	【成果】 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、各団体の要望に沿った講座を行うことで、それぞれの団体のハラスメント防止に対する意識の向上を図ることができた。	ア このまま継続、推進する
44	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	事業所	産業雇用政策課	○各種ハラスメント等に関する情報について、労政だより発行の際に記事を掲載した。(労政だより年間4回発行のうち3回掲載)	【成果】 情報の発信時機を逃さず、積極的に「労政だより」による発信を行ったことで、企業へ効果的に啓発を行うことができた。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める
45	市職員(新規採用職員や管理職等)へのハラスメント防止研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○新規採用職員、新任幹部職員(部局長級・課長級・課長補佐級)及び係長(2年目)を対象にした「ハラスメント防止研修」を実施した。 【新規採用職員】 令和5年6月6日実施、103人受講 【新任幹部職員(部局長級・課長級・課長補佐級)】 令和5年7月24日実施、52人受講 【係長(2年目)】 令和5年7月19日実施、52人受講	【成果】 管理職のハラスメント防止に関する意識向上を図ることができた。また、新規採用職員に研修を行うことで、ハラスメント被害にあった際の対応や相談窓口について周知することができた。 【問題点】 毎年ハラスメント防止研修を開催しているが、ハラスメント被害が発生している。 【要因】 ハラスメントの基準に対し、個人ごとに認識の差があるため、継続的に研修を行うことで、組織内の共通認識を高める必要がある。	ア このまま継続、推進する 本年度もハラスメント防止に関する研修を継続して実施する。
46	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	市職員	人事課	○市役所内部で対応困難な場合等に対処するため、外部の専門家で構成するハラスメント調査等審議会を設置している。 【令和5年度開催回数 3回】 また、ハラスメントに関する相談等に迅速かつ適切に対応するため、市の内外に専門相談員、内部相談員(常勤職員)、外部相談員(弁護士)を配置し、いつでも職員が相談できるような環境づくりを行っている。 【令和5年度ハラスメント相談件数 内部相談員(市長部局)11件、外部相談員1件】	【成果】 令和5年度はハラスメント調査等審議会を3回開催し、令和3年度に実施したアンケートの集計結果を踏まえ、今後のハラスメント防止について専門的な意見を聴取できた。 また、相談窓口について研修等で広く周知し、相談しやすい環境を整えることができている。 【問題点】 相談件数が一定数あり、ハラスメント自体は減っていない。 【要因】 相談窓口の存在を多くの職員が認知したことで相談件数が増えている可能性もあるが、ハラスメント自体はなくなっていないため、改めて、アンケートの実施、研修や指導によりハラスメント防止に努める。	ア このまま継続、推進する 職員からの相談に対し、今後も迅速に対応する。
47	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、起業家支援講座を開催し、起業や労働に関する相談・支援機関の情報を公開した。 ○アマランス相談において、労働に関する相談を72件受けとともに他の相談機関の情報提供を行った。	【成果】 情報提供を行うことで、相談・支援機関の周知、支援につながった。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、労働に関する相談に対応し、各種相談機関の周知を行っていく。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
48	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	事業者	産業雇用政策課	○労政だよりにおいて、雇用制度の周知、テレワーク等の情報を4回発信した。	【成果】 情報の発信時機を逃さず、積極的に「労政だより」による発信を行ったことで、企業へ効果的に啓発を行うことができた。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
49	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○新任課長・課長補佐研修及び新規採用職員研修において、勤務条件等についての周知を図った。 【新任課長・課長補佐】 令和5年4月11日実施 30人受講 【新規採用職員】 令和5年 4月4日実施 122人受講 令和5年10月2日実施 2人受講 令和6年 1月4日実施 1人受講	【成果】 管理職及び新規採用職員に対し、本市の勤務条件を周知することができた。	ア このまま継続、推進する 今後も勤務条件等に関する研修を継続して実施する。
50	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、最低賃金の情報や、厚生労働省のチラシ「マンガでわかる！育児休業制度」を掲示した。	【成果】 制度の情報提供を行うことで、制度の積極的な利用を促しワークライフ・バランスの実現についての支援を行うことができた。	ア このまま継続、推進する

施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
51	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、「ワークライフバランスwith長崎～長崎市男女イキイキ企業表彰事業所のその後」などワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催した。 講座開催数：10回	【成果】 ワーク・ライフ・バランスに関する講座については、「長崎市男女イキイキ企業表彰事業所のその後」以外にも、介護や父子を対象とした講座など、多くの講座に定員以上の参加者がおり、講話や体験を通じワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図ることができた。	ア このまま継続、推進する 世の中の動きやニーズを捉えたテーマの設定に一層注力するほか、過去に参加者が多かった講座を検証するなど、より多くのかたに参加してもらえるよう内容の検討を行う。
52	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターが発行しているアマランス通信 Vol.234において、ワーク・ライフ・バランスの記事を掲載した。 ○男女共同参画推進特集号(49号)に、令和5年度男女イキイキ企業として表彰された9事業所及びその取組みを掲載した。	【成果】 男女共同参画推進特集号を広報ながさきへの折り込みとして配布したこと、ワーク・ライフ・バランスについて幅広く市民への啓発ができた。	ア このまま継続、推進する 今後も、市民の「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識の向上を図るために、情報誌やSNS等による情報発信を継続する。また、より関心を持ってもらうために発信方法を工夫しながら、取り組んでいく。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
53	女性農業者の経済的地位の確立のための家族経営協定の締結促進(労働時間の適正化、休日の取得促進、女性農業者の労働に対する適正評価の促進)	農業者	農林振興課	○県の指導のもと、家族経営協定締結の促進に取り組み、令和5年度は2家族(うち女性参画は1家族)が新たに締結した。	【成果】 女性農業者が増加したことに加え、家族経営であることから、家庭と農業の両立が見込まれる。 【問題点】 年間の締結数は増加傾向だが、過去に締結した経営体が重複して締結することがあるため、推進する際は注意が必要。 【要因】 親子での締結後、経営体の代替わり等で引き継がれていない。	ア このまま継続、推進する
54	長崎市中小企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	事業者	商業振興課	○いきいき労働環境整備資金実績 令和5年度 0件	【問題点とその要因】 利用の案内窓口である金融機関側の認知不足や県等の他の融資制度との優位性等に要因があると考えられる。	ア このまま継続、推進する 融資を利用してもらえるよう金融機関に周知依頼を行う。また、現時点では他の融資制度が優位性の面で優れている点もあるが、今後、金利の変更等により当該融資が優位になる可能性もあるため、引き続き実施し、制度の周知、広報の拡大に努める。

施策の方向(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
55	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	妊婦及び子育て家庭	こども政策課	○子育て応援情報サイト「イーカオ」において、子育て家庭への支援内容、幼稚園・保育所・放課後児童クラブや子どもが参加できるイベント情報を子育て家庭へ発信した。 アクセス件数:348,555件 (令和4年度:327,943件)	【成果】 平成31年度の「イーカオ」リニューアル以降、アクセス件数は年々増加しており、令和5年度も令和4年度に比べ、アクセス件数が増加している。更新頻度を高め、各種情報の提供を頻繁に行ったことで、子育て家庭へ幅広い情報を発信することができた。 【問題点】 「イーカオ」における情報発信について、「見にくい」「わかりにくい」との意見が利用者から出ている。 【要因】 「イーカオ」のサイト構成や情報の質・量について、利用者のニーズに合っていない部分があると考えられる。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 令和6年度の長崎市の公式HPのリニューアルに伴い、サブサイトとしてリニューアルを行う。パパママモニター※を継続し実際の利用者の意見を取り入れていく。 ※利用者の視点から「イーカオ」に対する率直なご意見等を聞き、「イーカオ」の課題を見つけることを目的として、令和4年よりモニターを設置。
56	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	市民	子育てサポート課	○子ども、子育て家庭や関係機関からのあらゆる相談に社会福祉士等専門職が応じ、必要な支援につないだ。 ○電話、面接(来所、訪問)、メール等で相談を受け、対応した。 相談件数:2,831件 改善件数:2,774件	【成果】 子ども、子育て家庭や関係機関からのあらゆる相談に対し、必要な支援を行い問題の軽減を図ることができた。 【問題点とその要因】 ・核家族やひとり親家庭の増加により子育て家庭が抱える問題が複雑かつ複合的なものとなっており、対応に時間を要する。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 相談対応のスキル向上を図るとともに、引き続き子どもや保護者及び関係機関の相談対応を実施する
57	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言(お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置)	就学前児童、保護者	子育てサポート課 こども政策課	○民生委員・児童委員、ボランティア等と協働で、乳幼児親子が遊び、交流する「お遊び教室」を実施した。 特に、父親の子育て参加を促進するため、平成26年度から実施している「お遊び教室パパデー」を継続して実施した。 開催箇所:32箇所 開催回数:401回 参加者数:10,312人(うち父親の参加者数:246人)	【成果】 開催箇所数を減らしたものの、全体的に参加者数が増加したため親子や親同士の交流の場を提供できた。 【問題点とその要因】 子どもの数は減少しているが、核家族化の進行などにより、子育てに不安を感じている保護者に対する子育て支援の必要性は依然として高いため、子育て世帯のニーズに合わせた内容の開催が必要となっている。	ア このまま継続、推進する お遊び教室について、参加者のニーズに合わせた内容についても検討していく。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
58	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業(ファミリー・サポート・センターの運営)	市民	子育てサポート課	○ファミリー・サポート・センターの運営の他、広報や掲示板等で事業の周知や会員の募集を行った。 会員登録総数:2,127人 (内訳) おねがい会員:1,413人 まかせて会員: 624人 どっちも会員: 90人	【成果】 おねがい会員の出張登録会を行ったことで、会員が増加し、それに伴い依頼件数も増加した。 【問題点とその要因】 地域によって、登録している会員が少ない場所もあり、マッチングに時間がかかるてしまう。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 地域の中で子育てを助け合う事業であり、各地域における会員(特にまかせて会員)の増加に努めるため、周知を徹底する。
59	医療費自己負担額の一部助成(中学生以下の児童を対象に、その保護者に対して、保険医療にかかる医療費自己負担の一部助成)	中学生以下の児童	こども政策課	○保険診療にかかる患者負担から福祉医療費自己負担額(医療機関ごとに1日につき800円、ただし、ひと月につきその合計額が1,600円を超えるときは、1,600円。調剤薬局は自己負担額なし。)を差し引いた金額を助成した。 中学生まで全ての対象者に対して現物給付、高校生世代については償還払いによる助成を行い、家計に占める医療費の負担軽減等を図っている。 【令和5年度】助成件数: 683,524件 うち中学生まで: 657,174件 高校生 : 26,350件	【成果】 全ての対象者に対して医療費の助成を行った。 令和5年4月1日受診分から対象者を拡大し、新たに高校生世代について償還払いによる助成を行った。 【問題点】 市政への提案等で医療費の無償化、対象の拡大等の声が寄せられる。 また、高校生世代への助成については、現物給付化を求める声が上がっている。 【要因】 医療費の助成を行っているものの、自己負担額が対象者の経済的な負担になっていると考えられる。また、高校生世代への助成方式について、償還払いが対象者の手続き負担となっている。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 小学生、中学生は県の補助対象となっていないため、県に対して補助対象の拡大を求める。 高校生世代については、県において、償還払い3年間試行的に実施し、その実績を基に令和7年度に制度の内容を検証していくこととされているため、検証の際には、現物給付の導入について要望して行く。
60	ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	ひとり親家庭	こども政策課	○ひとり親家庭への支援を行った。 母子・父子自立支援員の延相談件数 :3,361件 日常生活支援の家庭生活支援員派遣時間数:143時間 母子父子寡婦福祉資金の貸付件数 :6件 医療費の一部助成件数 :63,316件 自立支援プログラムの策定件数 :33件 自立支援給付金等の支給件数 :65件	【成果】 ひとり親家庭の生活上の様々な不安や支障が解消され、日常生活の安定につながった。 【問題点】 孤立しているひとり親世帯等への支援が行き届いているかが不透明である。 【要因】 関係機関や関係部署等との連携が密であるとは言い難い。	ア このまま継続、推進する 関係機関や関係部署等との連携を強化し、今後も継続して進めていく。
61	待機児童の解消及び認定こども園への移行の促進	就学前教育児童、保護者	幼児課	○入所希望者の利用希望施設での入所調整を行った結果、待機児童が発生したため、利用希望施設以外の入所可能な他の保育所等の情報提供などを行った。 保育所待機児童数:0人	【成果】 国の定義による保育所待機児童数が0人となり、一定保育の量の確保はできている。 【問題点とその要因】 年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、年度末に向けては待機児童が発生する状況となっている。 入所希望の地域や施設に偏り等があることがその要因となっている。	ア このまま継続、推進する 保護者のニーズ等を十分に見極めながら、保育の適正な量の確保に努めていく。
62	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 (一時預かり事業・病児病後児保育事業・延長保育事業・子育て短期支援事業の実施)	児童	幼児課	○一時預かり事業 27箇所で実施し、利用児童数は延べ2,833人であった。 ※一時保育(保育所等の自主事業は52箇所で実施) ○病児病後児保育事業 令和5年度は市内に4箇所設置しており、利用児童数は3,718人であった。 ○延長保育事業 保育所126箇所で実施 (公立保育所6か所、私立保育所120箇所)	【成果】 病児・病後児保育事業の拡大に向け、医療機関、保育所等に受託の意向調査を行ったところ、4施設から受託希望があった。 (令和6年5月に1施設が開所) 【問題点とその要因】 病児・病後児保育事業について、施設の閉所に伴い、今後、利用者ニーズに対応できない状況が見込まれる。 病児・病後児保育事業において、南部及び西部地区が実施施設が閉所し、空白地域になっていることがその要因となっている。	ア このまま継続、推進する 令和6年度からは、保育施設内での病児・病後児保育事業を実施することで、既存の医療機関内併設4施設と合わせて合計8施設で病児・病後児保育事業を実施することとしている。 今後も継続して事業を実施し、利用者のニーズに応じた預かり枠を確保できるよう推進していく。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
63	放課後児童クラブの設置及び促進	保護者	こどもみらい課	○子ども・子育て支援新制度に基づき、支援の単位(おおむね40人以下)ごとに、運営主体に対し、支援を行った。 (95クラブ・170支援) ○法人が設置する放課後児童クラブの施設整備に対し補助を実施した。 (1箇所)	【成果】 小学校区ごとの放課後児童クラブの利用児童数を適切に見込み、運営の支援を行い、適正な量の確保を行うとともに、放課後児童クラブの運営が「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた運営となるよう指導することで質の向上を行った。	ア このまま継続、推進する
64	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	市民(男性)	人権男女共同参画室 生涯学習企画課	○男女共同参画推進センターにおいて、男性の子育てや家事への参画を推進する講座を2回実施した。	【成果】 男性が興味を持ちやすく、家事や育児への参画につながるような講座を企画したことにより、男女共同参画について意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 父子対象の講座については母親からも参加したいとの要望があり、個人の意識や家族形態の多様化が進んでいる現状で、父子限定の講座開催には検討が必要。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 父子対象のイベント等については、父親と子どもの組み合わせに限らず、父親を含めた家族が参加できる講座を企画する。
65	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者 介護家族	高齢者すこやか支援課	○家族介護教室の開催 開催回数:36回 参加者数:303人(実人数)	【成果】 令和4年度に比べ、70歳以上の方、女性の方の参加者が増加している。家族介護教室をきっかけに家族介護者の交流の場が作られるようになっている。 【問題点とその要因】 60歳以下の現役世代や男性の参加が少ない。 平日の開催が多いが、高齢者サロンやその他の用事と重なり参加しづらいといった声も出ている。	ア このまま継続、推進する 様々な立場の介護者が参加できるように開催日時や開催方法の調整を行いながら継続する。

施策の方向(15) 地域における共同参画の促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
66	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、田手原地区及び野母崎地区において、男女共同参画推進のための「お出かけ講座」を2回実施した。	【成果】 各地域の特性を活かした講座を実施することができた。参加者の満足度は平均95%以上、理解の深まり度はいずれも100%であり、男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができた。	ア このまま継続、推進する 各地域の情報収集を行い、今後も講座を企画していく。
67	市民活動センターの設置・運営(市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点)	市民	市民協働推進室	市民活動団体の拠点として指定管理者による市民活動センターの運営や、市民活動に関する情報提供及び相談対応を行った。助成金の申請サポートや組織運営に関する相談のほか、ZOOMを活用した会議のサポートやSNS等を活用した情報発信、さらにはクラウドファンディングを活用した事例紹介等、工夫を凝らし時代のニーズに合った丁寧な対応がされている。 また、市民活動団体や行政等多様な主体が交流するイベント等のほか、新規登録団体の増加実績からも、センターの認知度を高め団体のネットワークの広がりや活動の活性化につながる取組みが良好に実施されている。 【利用者数】令和4年度:6,603人→令和5年度:7,375人	【成果】 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し通常通りの活動が可能となる中で、市民活動団体だけでなく地域住民、若い世代及び子育て世代等を対象に、開設15周年イベントをはじめとしたセンターのさらなる周知や今後の施設利用につながる取組がなされた結果、来館者の増加につながった。 【問題点】 市民活動センターの登録の更新を見合わる団体等があり、登録団体数が伸び悩んでいる。 【要因】 ・令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、活動を再開する団体が増えている。一方で未だ団体の高齢化等に伴う人材不足等により活動を停止、縮小している市民活動団体もある。 ・市民活動団体に対し、登録団体だからこそ利用できる設備やサービスなど、登録するメリットを伝えきれていない。	ア このまま継続、推進する 引き続き、指定管理者が有するノウハウを活かした交流事業等による市民活動団体同士の交流や連携強化をはじめ、団体の経営能力の強化や活動のPR支援など、時代ニーズに合った事業を実施することにより、市民活動センターの活性化を図る。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
68	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	市民	生涯学習企画課	○ボランティアの養成及び活動支援 (西公民館) 公民館支援ボランティア登録数 13人 支援ボランティアを要した講座実施回数 29回 講座延べ参加者数:256人 (東公民館) 公民館支援ボランティアの活動回数 27回 一時保育ボランティアの活動回数 7回	【成果】 館外活動におけるボランティアの支援は、安全確認等がしやすくなり、受講生の安心感につながっている。 パソコン講座への支援により、よりきめ細かな支援がされている。	ア このまま継続、推進する
69	地域活動や市民活動への参加促進	市民	自治振興課	○自治会加入の促進及び活性化 加入促進グッズの自治会への提供による未加入者への加入促進 運動支援 参加自治会数:145自治会、配布グッズ数:延1,736個 事業者等との連携による転入者等へのチラシ配布・ポスター掲示 7,200枚(商工会議所5,500枚、勤労者サービスセンター1,700枚) 大学等のオリエンテーション等におけるチラシ配布 1,030枚 公営住宅説明会での加入呼びかけ 22回 180世帯加入 自治会への経済的支援(事業への補助) 自治会集会所建設奨励費補助金 :22自治会 自治会広報掲示板補助金 : 8自治会 防犯カメラ設置事業費補助金 : 7自治会 自治会加入促進ハンドブックの配布 :1,473冊	【成果】 加入促進月間中の未加入者への加入促進の結果、38世帯の新規加入者があった。 【問題点】 これまで様々な取り組みを継続して実施しているものの、各自治会の会員数は減少し、自治会の加入率は依然として減少傾向にある。 【要因】 高齢化のさらなる進展や単身世帯の増加など、社会を取り巻く状況が変化するなか、自治会においても役員の成り手不足や高齢化等により自治会業務の負担が大きくなり、自治会活動に支障をきたしている。	ア このまま継続、推進する 広く市民に、自治会活動の意義や必要性を周知することで、自治会への加入を促進する。 SNSを活用した自治会運営を促進することで負担軽減を図る。 大学生など若い世代を対象とした自治会加入を促進する取組みを実施する。 ワークショップや講座を開催し、自治会の課題解決に取組む。
70	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域の各種団体 市民	地域コミュニティ推進室	○地域の話し合いの場を支援し、「まちづくり計画」を策定した地域コミュニティ連絡協議会が新たに10地区設立され、44地区となった。 ○協議会の設立の検討に至っていない地区について、「支援計画」に基づいて協議会の設立に向けた支援を行い、新たに3地区で地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会が立ち上がった。	【成果】 地区内での団体間の連携が進み、様々な分野の課題解決や活性化に向けて取り組む地区が出てきている。 各種団体が連携したまちづくりの機運が高まった。 【問題点とその要因】 地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けての検討に至っていない地区があること。その要因は地区の実情、特性から設立に向けての機運が高まっていないことや、まとめ役となる団体や担い手が不足しているため。	ア このまま継続、推進する 地域課題の抽出や解決に向けた取組みについて話し合う場の開催を通して、それぞれの地域に応じた「まちづくり計画」の策定を行い、「地域コミュニティ連絡協議会」の設立に向けて支援する。 協議会の設立の検討に至っていない地区について、各地区的実情に合わせて策定した「支援計画」に基づいて地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた支援を寄り添いながら行う。
71	男女共同参画の推進に関するボランティアへの活動支援	市民	人権男女共同参画室	○長崎市男女共同参画推進事業ボランティアとして、男女共同参画に関する講座の企画及び実施や講座開催時の一時保育を行った。 活動日数:8日、活動延人数:26人	【成果】 男女共同参画社会の実現に向けて、啓発活動等をともに行うことができた。 【問題点及び要因】 ボランティアの高齢化や若年層であっても日中仕事等により、従事できる人数が減少し、一人当たりの負担が増大している。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 若年層のボランティアの参加を増やすため、大学等へも周知を行うなど、関係機関との連携を増やしていく。

主要課題8 防災・復興における男女共同参画の推進

施策の方向(16) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
72	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室	○長崎市地域防災計画の内容を検討する長崎市防災会議において、構成団体に対して女性委員の推薦を検討するよう依頼した。 防災会議委員(55名)のうち、女性委員の数:8名	【成果】 長崎市地域防災計画修正にあたり、長崎市防災会議を開催し、女性委員の意見を伺う機会を設けることができた。 【問題点】 依然として女性委員の比率が40%未満となっていること。 (長崎市附属機関の設置等に関する基準の運用方針において、片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮することが定められている) 【要因】 委員の構成については、専門性等の理由により、災害対策基本法及び長崎市防災会議条例に基づき、本市の部長など、特定の職を指定しているため。	ア このまま継続、推進する 委員構成について、引き続き検討するとともに、職が限定されない団体に対し、委員推薦依頼時に女性委員の推薦を依頼する。
73	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	市民	防災危機管理室	○令和5年12月3日、10日の2日間にわたりに市民防災リーダー養成講習を実施した。 市民防災リーダー総数:1,302名	【成果】 令和5年度の実績として、36人を市民防災リーダーとして認定した中で、そのうち女性は、7人を認定した。 【問題点】 昨年度と比べ女性の認定者数は増加したが、依然として女性の割合が少ない。 【要因】 防災活動に対して、避難者の搬送など力仕事が必要な活動があることから、男性に比べ女性が担うことが難しいと思われていることが要因の一つとして考えられる。	ア このまま継続、推進する 今後とも、避難所運営など女性視点での防災活動の必要性を周知し、地域から女性のリーダーを推薦していただけるよう促していくとともに、より気軽に防災に関する知識を身につけることができる「ながさき防災サポーター養成講習」を周知し、防災リーダーへのステップアップの促進に取り組む。
74	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室	○授乳やおむつ替え等が行えるスペースが確保できるよう、開設実績が多い避難所に間仕切りパーテーションなどを備蓄している。 ○女性用品の生理用ナプキンを常時備蓄している。	【成果】 避難所開設時に間仕切りパーテーションを活用し、プライバシーの確保に努めることができた。 女性用品については、備蓄倉庫において常時備蓄できている。 【問題点】 全ての指定避難所に間仕切りパーテーションなどのプライバシー確保用の備蓄品を備蓄できていない。 【要因】 プライバシー確保のための備蓄品については、全ての避難所分の確保はできているものの、避難所によっては備蓄品を備蓄できるスペースに限りがあるため。	ア このまま継続、推進する 今後も、男女の視点を反映させたうえで、備蓄品購入の検討や、避難所運営に努めていく。
75	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	市民	人権男女共同参画室	○被災時の性暴力防止に関するポスター作製の検討を行った。また、避難所開設時のポスター掲示について関係課と協議を行った。	【成果】 被災時の速やかな対応ができるよう、関係課との情報共有を図ることができた。	ア このまま継続、推進する

推進目標Ⅲ男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題9 男女間における暴力の根絶

施策の方向(17) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
76	DVに関する正しい理解のための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、中学校や高校で実施している「デートDV防止授業」の講師を養成する「DV防止授業講師養成講座(全4回)」を開催し、DVに関する正しい知識や授業テクニックを学んでもらった。 また、「DV根絶のための連続講座」(全5回)を開催し、NPO法人DV防止ながさき、警察、弁護士、子ども家庭支援センター職員など専門家を講師に迎え、DVに関する正しい知識を深めてもらうための啓発を行った。	【成果】 講座に参加した市民や支援者に対し、DVの現状やDV対策、支援の在り方等について最新の情報を伝えることができた。 また、DV防止授業講師の養成を行うことができた。	ア このまま継続、推進する 今後もDVに関する正しい理解のため、NPOなど関係機関と協力し、講座開催による啓発を行う。
77	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターで発行している「アマランス通信」Vol.233において、「女性に対する暴力をなくす運動」の記事や性犯罪・性暴力に関する相談についての情報を掲載し、アマランス館内に掲示・設置した。 ○同紙を講座開催時に市民に配布するとともに、フェイスブックやインスタグラムに掲載し、広く情報発信した。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に稻佐山山頂電波塔、眼鏡橋及び袋橋をシンボルカラーの紫色にライトアップした。	【成果】 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて通信を発行することで、DVに対する正しい理解と認識を効果的に啓発することができた。	ア このまま継続、推進する 今後も様々な媒体を使い、DVに関する最新情報を発信していく。
78	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)の開催	生徒及び教職員	人権男女共同参画室 学校教育課	○「デートDV防止授業」23回開催 (内訳) 市立中学校17校 : 17回 私立・県立中学校2校 : 2回 高等学校4校 : 4回	【成果】 デートDVの実態及び防止に関して、若年層に広く周知することができた。 【問題点とその要因】 本授業に関する周知不足や学校の授業時間に余裕がないなどの理由で実施率が市立中学校においては、37校中17校と5割程度にとどまっている。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、教育委員会、NPO法人等の関係機関と協力し、全中学校での実施を呼びかける。
79	相談員の資質向上及び心理的ケア(ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加)	相談員	人権男女共同参画室	○ケース会議の開催 アマランス相談においてケース会議を定期的に開催し、相談員と職員で相談事例の情報共有や業務改善等について協議を行った。また、総務課の法務担当主幹を招いて、相談事例についての法的助言等を受けた。 実施回数: 8回 ○DV対策等の関係会議への参加 県下の配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議(年2回)等に参加し情報交換・共有を行うとともに、国の研修会を受講し相談員の資質向上に努めた。	【成果】 会議や研修会は対面で実施されており、実際に関係各所と顔を合わせて情報共有等を行い連携することができた。 【問題点と要因】 毎月開催することとしているケース会議に拘らず、必要時に集まり情報共有等を行うようしているため、令和5年度は8回の実施にとどまった。	ア このまま継続、推進する 今後も、会議への参加、研修会等への参加を積極的に行っていく。 ケース会議に関しては、今後も月1回の開催に拘らず、必要時にわずかな時間でも集まり情報共有等を行うようにしていく。
80	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	人権男女共同参画室	未実施	【問題点とその要因】 開催日時やテーマの選定に時間を要し開催できなかった。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 研修会の実施のみではなく、DV被害者に対する適切な支援などについて、適宜情報提供を行う。また、テーマ設定等の意思決定をできるだけ早めに取るようにする。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
81	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅(目的外使用の住戸)の確保	DV被害者	建築総務課	○DV被害者や火災により居住している住宅を喪失した方などを対象に、一時的に使用するための市営住宅(目的外使用の住戸)住戸を10戸程度確保している。 使用実績:1世帯(DV被害者)	【成果】 迅速な対応に努めたことにより、更なる被害を未然に防ぐことに繋がった。	ア このまま継続、推進する
82	DVに関する相談(アマランス相談)	市民	人権男女共同参画室	○DVに関する相談の実施 一般相談 年末年始を除く毎日 (10:00~12:00 13:00~16:00) 水曜日夜間電話相談(18:00~20:00) DV相談:110件 弁護士による法律相談 祝日を除く毎週金曜日(13:00~16:00) 臨床心理士による心の健康相談 月2回(13:00~16:00)	【成果】 年末年始を除き毎日相談を受けており、DVなどによる精神的ストレスや問題解決に向けたアドバイス等を行った。 【問題点とその要因】 相談窓口の周知は広報紙やチラシ等の紙媒体を主体として周知を行っているが、若年層はSNS等のデジタル媒体を主に活用していることから、認知されていない可能性がある。	ア このまま継続、推進する デジタル媒体を活用した周知やカードやチラシの設置場所の拡大を行い、相談窓口の周知を図っていく。
83	一般相談、法律相談(市民相談)	市民	自治振興課	○相談員による一般相談 【月～金(8:45～17:30)】 延相談件数: 4,369 件 ○弁護士による無料法律相談 【月・火・木(13:00～16:00)】 延相談件数: 555 件 法律のオンライン相談実施の検討。(令和6年7月から本格実施予定。)	【成果】 法律のオンライン相談の実施に係る準備を進めたことにより令和6年度より開始することができ、市民の利便性向上が図られた。	ア このまま継続、推進する 相談件数の多少での成果は図りにくいため、今後も現在の相談体制を維持するとともに、相談窓口の更なる周知を図っていく。
84	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようにする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)	DV被害者	住民情報課	○DV等の被害者のうち、生活の安全を確保するため、住居にかかる情報を加害者に知られないよう保護する支援措置を実施した。 長崎市在住支援措置申出者:205名 (うちDV被害者:119名)	【成果】 支援措置対象者数での成果は図りにくいため、今後も関係部局との協力体制の整備を行うとともに、支援体制の強化を図っていく。	ア このまま継続、推進する DV等の被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を、加害者に知れないようにする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)を実施する。
85	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室	○県南地区女性相談関係意見交換会や県犯罪被害者支援連絡協議会において、警察、法テラス、社会福祉協議会、民間団体などと情報交換を行った。	【成果】 研修会等において相談内容に応じて、より適切な関係機関を案内できるよう各相談窓口の情報提供が行われており、緊急時等に迅速な対応をすることができた。	ア このまま継続、推進する 今後も関係機関との会議や研修などの積極的に参加し、情報収集を図るとともに、連携・協力体制を強化する。
86	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援課	○地域包括支援センターにおける相談対応件数 1,648件 ○虐待措置件数 4件	【成果】 令和4年度(1,750件)に比べ相談対応件数は減少したが、令和4年度にはなかった施設入所措置(0件)を令和5年度は4件行い、高齢者の緊急保護を行った。 【問題点とその要因】 子や配偶者による虐待では、共依存関係やそれまでの生活歴により養護者や高齢者自身に高齢者虐待という認識がなく、支援への同意が得られないことが見られる。	ア このまま継続、推進する 支援関係者間で連携しながら高齢者及び養護者を支援し、緊急時には保護を速やかに行う。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
87	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	関係機関	高齢者すこやか支援課	○高齢者虐待及び認知症等に関する研修会の参加者数 790人	【成果】 高齢者支援に関わる関係機関に対し、自らの支援の在り方や専門知識について伝えることができた。 対象者が多数の職種にまたがる際には、伝達内容をHPに掲載することで幅広く周知できるように取り組んだ。	ア このまま継続、推進する
88	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営(障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施)	障害者等	障害福祉課	○障害者虐待防止に関して、障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。 通報・相談受付件数:43件	【成果】 相談があった場合、早急に協議を行い、関係機関との調整・対応につとめることができた。 【問題点とその要因】 これまでネットワークづくりのための仕組みづくりがないため、当課以外の関係機関とのネットワークづくりのための協議の場及び研修の機会がない。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 ・障害者虐待防止センターの運営を通じ、引き続き障害者虐待の未然防止及び早期発見に努める。 ・当課以外の関係機関とのネットワークづくりのため、協議の場及び研修の機会の創出に努める。
89	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室 子育てサポート課	○DV相談の中で子どもへの虐待等の影響が及んでいる可能性のあるものについて、情報提供を受けた。また、支援のつなぎが必要な場合は関係窓口へ同行する等の支援を行った。	【成果】 情報共有を行うことで切れ目のない支援ができた。 【問題点とその要因】 匿名相談もあり、全ての事例について連携が図られているとは限らない。	ア このまま継続、推進する 引き続き連携のあり方を工夫し切れ目のない支援体制を行う。

施策の方向(18) セクシャル・ハラスメント等の対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和5年度の事業実施状況	令和5年度の取組みに対する所管課コメント (成果および問題点とその要因)	方針
90	セクシャル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターの派遣講座として、7回開催した。 LGBTQとハラスメント防止:6回 (内訳) 一般:1回 小学生:3回 中学生:2回 職場のハラスメント対策:1回 (高校教職員)	【成果】 小中高校生や教職員、市民に対しハラスメント防止に対する意識の向上を図ることができた。 【問題点】 対象が小中高校生及び教職員である場合が多く、市民や事業者対象の講座は1回と少なかった。 【要因】 事業者からの依頼はハラスメントが起きた後の場合が多いと考えられる。	ア このまま継続、推進する 引き続き、事業所のハラスメント予防啓発のため、派遣講座の活用をフェイスブックやインスタグラムなどで周知を図っていく。
91	セクシャル・ハラスメント等に関する相談	市民	人権男女共同参画室	○アマランス相談の一般相談として、セクシャル・ハラスメントに関する相談を3件受け付けた。	【成果】 年末年始を除き毎日相談を受けており、セクシャル・ハラスメント等による精神的ストレスや問題解決に向けたアドバイス等を行った。	ア このまま継続、推進する